

# 令和3年度旭川市農業委員会第6回定例農政部会議事録

- 1 開催日 令和4年2月25日（金曜日）
- 2 開催時間 午後2時10分開会 午後2時17分閉会
- 3 開催場所 旭川市職員会館 2階 2・3号室
- 4 出席委員 15名  
1番・川上 和幸      3番・鈴木 剛      4番・田口 一昌  
7番・米田 満      8番・笹田 文彦      9番・請川 幹恭  
10番・楠 栄      11番・佐藤 博則      12番・山村 志保子  
13番・島田 正明      14番・石坂 昇      15番・加藤 孝志  
16番・中原 俊一      17番・市田 敏行      18番・幅崎 勝良
- 5 欠席委員 3名  
2番・前田 靖雄      5番・橋本 幸博      6番・香川 三四郎
- 6 会議出席  
事務局職員 野谷事務局長      石山主任      荒主任  
須賀主任      遠藤主任  
農政部職員 岸山主任
- 7 傍聴人 なし
- 8 議事録署名委員 8番・笹田 文彦      9番・請川 幹恭
- 9 議事内容  
(1) 議案第1号 旭川農業振興地域整備計画について  
(2) 報告第1号 農業者老齢年金裁定請求について  
(3) 報告第2号 農地法第5条の規定による届出について  
(4) 報告第3号 現地目証明願について  
(5) 報告第4号 農地所有適格法人の報告について

10 議事録本紙

- 議長（市田 敏行） ただいまから、令和3年度旭川市農業委員会第6回定例農政部会を開会いたします。  
本日の出席委員数は15名でございます。部会規則第8条の規定に基づき、在任する委員の過半数に達しておりますので、本会は成立しております。  
欠席委員の詳細につきましては、事務局から報告いたします。
- 事務局（野谷 局長） 事務局。  
御報告申し上げます。  
本日の部会に、2番・前田委員、5番・橋本委員、6番・香川委員から欠席する旨の届出がありましたので、御報告いたします。
- 議長（市田 敏行） それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。  
8番・笹田委員、9番・請川委員の両委員を指名いたしますのでよろしくお願いたします。  
それでは、本日の議事日程に基づき進めてまいります。御発言のときには、いつもお願いしているとおおり、議席番号を告げてから御発言をお願いします。

- 
- 議長（市田 敏行） それでは審議に入ります。  
日程第1・議案第1号「旭川農業振興地域整備計画について」を上程いたします。  
事務局から御説明願います。
- 事務局（須賀 主任） 事務局。  
日程第1・議案第1号「旭川農業振興地域整備計画について」を御説明いたします。議案の該当ページは1ページから3ページ、補足資料の該当ページは1ページから16ページでございます。  
市町村が行う農業振興地域整備計画の変更につきましては、農業委員会が市町村整備計画の推進における農地の流動化や農地の利用関係の調整等に重要な役割を担っていることから、農業振興地域の整備に関する施行規則第3条の2の既定に基づいて、旭川市長から意見を求められているものです。  
それでは議案の説明に入らせていただきます。  
農地利用計画につきましては7件、旭川農業振興地域整備計画（マスタープラン）につきましては1件の、合計8件の変更案となっております。  
番号1番ないし6番につきましては、今後、農地移動適正化あっせん事業による売買が見込まれていることから、農用地区域への編入となる案件です。  
番号7番につきましては、資材置場の設置のため除外されるものであります。  
旭川農業振興地域整備計画（マスタープラン）の変更につきましては、農家住宅建設に伴う転用を行う案件です。  
なお、議案に記載されています現況地目は農業振興地域の整備に関する法律に基づいたものであり、農地法の現況主義に基づいた農地台帳上の現況地目とは異なるものであります。  
以上でございます。
- 議長（市田 敏行） それでは、事務局から議案第1号について御説明があったわけですが、皆さんのほうから、御意見・御質問等がございますか。
- 委員 （「なし。」の声あり。）
- 議長（市田 敏行） ないということですので、議案第1号について「異議なし」と認め、計画の変更案が妥当である旨を旭川市長に回答することに決定をいたします。

- 
- 議長（市田 敏行） 続きまして、報告案件に移ります。  
日程第2・報告第1号「農業者老齢年金裁定請求について」ですが、これ

について御報告申し上げます。

事務局よろしくお願ひします。

○事務局（荒 主任）

事務局。

日程第2・報告第1号「農業者老齢年金裁定請求について」を御説明いたします。議案の該当ページは5ページでございます。

本件につきましては、7件の裁定請求があり、内容が適正なものとして独立行政法人農業者年金基金に送付いたしましたことを報告いたします。

以上でございます。

○議長（市田 敏行）

ただいま事務局から説明がありましたが、御意見・御質問はございませんか。

○委員

（「なし。」の声あり。）

○議長（市田 敏行）

ありませんということですので、報告第1号を終わります。

○議長（市田 敏行）

次に、日程第3・報告第2号「農地法第5条の規定による届出について」ですが、これは既に専決処理をしたものでありますので御報告申し上げます。事務局よろしくお願ひします。

○事務局（遠藤 主任）

事務局。

日程第3・報告第2号「農地法第5条の規定による届出について」を御説明いたします。議案の該当ページは7ページでございます。

本件につきましては、市街化区域内の農地を新たに権利設定して転用するもので、事務所、倉庫の建築及び緑地、駐車場造成が1件、住宅建築が1件の、合計2件でございます。

これらにつきましては、旭川市農業委員会事務局規程第7条第1項第2号に基づき事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議長（市田 敏行）

ただいま事務局から説明がありましたが、御意見・御質問等はございますか。

○委員

（「なし。」の声あり。）

○議長（市田 敏行）

それでは、報告第2号を終わります。

○議長（市田 敏行）

次に、日程第4・報告第3号「現地目証明願について」ですが、これも既に専決処理をしたものでありますので事務局から報告いたします。

○事務局（石山 主任）

事務局。

日程第4・報告第3号「現地目証明願について」を御説明いたします。議案の該当ページは9ページないし12ページでございます。

本件につきましては、市街化区域内に所在する土地における現地目証明の願出が9件あり、事務局で確認しましたところ、現況はすべて農地・採草放牧地以外でありましたことから、これらにつきましては、現地目証明事務処理要領第12条及び部会長専決規程第2条第2項第9号に基づき、農政部会長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議長（市田 敏行）

ただいま事務局から説明がありましたが、御意見・御質問ございますか。

○委員

（「なし。」の声あり。）

○議長（市田 敏行）

ないようでありますので、報告第3号を終わります。

○議長（市田 敏行）

次に、日程第5・報告第4号「農地所有適格法人の報告について」ですが、既に専決処理をしたものでありますので御報告いたします。

事務局よろしくお願ひします。

○事務局（石山 主任）

事務局。

日程第5・報告第4号「農地所有適格法人の報告について」を御説明いた

します。議案の該当ページは13ページでございます。

本件につきましては、報告書の提出があった法人が9法人です。

これらの法人につきましては、補足資料17ページないし25ページの「農地所有適格法人要件確認書」のとおり農地所有適格法人としての要件を満たしていることを確認しました。

以上でございます。

- 議長（市田 敏行） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見・御質問ございますか。
- 委員 （「なし。」の声あり。）
- 議長（市田 敏行） ないようですので、報告第4号を終わります。

- 
- 議長（市田 敏行） 以上で本日の提出議案の審議を全て終了いたしました。  
これをもちまして、令和3年度旭川市農業委員会第6回定例農政部会を閉会いたします。  
御協力ありがとうございました。
-